

## 小諸市上下水道一体ウォーターPPP 導入検討業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

本業務は、小諸市上下水道事業において一体的な官民連携の実施に向けた検討を行うため、外部有識者会議の実施支援及び有識者会議を踏まえた公募実施に向けた公募資料の作成を行なうものである。

本要領は、本業務を受託する者の選定にあたり、技術力、経験、提案内容など適正に審査し、その業務の実施に最も適した候補者を選定することを目的とし、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務委託の概要

#### (1) 件名

小諸市上下水道一体ウォーターPPP 導入検討業務委託

#### (2) 業務内容

「別紙業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

#### (4) 提案上限額

44,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる参加要件の全てを満たす者とし、小諸市（以下「本市」という。）がその資格を認めたものとする。

なお、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案する複数者（以下「グループ」という。）の中から本プロポーザルに係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本プロポーザルに係る連絡調整等を本市との間で行うものとする。その際、グループを構成する全ての者が次に掲げる参加要件に適合している必要がある。ただし、(7)～(11)の参加要件については、グループの構成員のいずれかがその参加要件に適合していればよいものとする。

(1) 参加申請書提出期限から受託候補者の決定の日までにおいて、小諸市物品購入等入札（見積り）参加資格審査要綱（平成12年小諸市告示第39号）の規定による指名停止を受けていないこと。

(2) 小諸市入札参加資格者名簿に登録されている者に限らず、プロポーザルに参加することができるものとする。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 小諸市暴力団排除条例（平成 23 年小諸市条例第 28 号）第 6 条に基づく措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 過去 5 年間（令和元年度から令和 5 年度まで）に、次に掲げるすべての業務について元請として完了した実績を有すること。
  - ア) 国又は地方公共団体が発注する水道事業の官民連携手法の導入に関する調査、検討業務
  - イ) 国又は地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携手法の導入に関する調査、検討業務
- (8) 本業務実施にあたり、(7) に掲げるすべての業務経験を有する管理技術者（直接雇用している者に限る。）を配置できること。
- (9) 本業務実施にあたり、(7) に掲げるすべての業務経験を有する照査技術者（直接雇用している者に限る。）を配置できること。
- (10) 本業務実施にあたり、地方公営企業会計に関する専門的知識と経験を有する公認会計士を配置できること。
- (11) 本業務実施にあたり、契約書の作成や契約の締結に関する専門的知識と経験を有する弁護士を配置できること。

### 3 担当課及び提出先

#### (1) 担当課及び提出先

〒384-8501 小諸市相生町三丁目 3 番 3 号  
小諸市役所 建設水道部 下水道課  
普及整備係 担当：掛川  
電話 0 2 6 7 - 2 2 - 1 7 0 0（内線 2 2 6 1）  
FAX 0 2 6 7 - 2 3 - 8 8 5 7  
E-mail fseibi@city.komoro.lg.jp

#### (2) 事務等の取扱日時

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

#### 4 実施スケジュール

公募型プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。なお、都合により日程を変更する場合がある。

	項 目	日 程
1	実施要領公表及び資料配布 *小諸市ホームページからダウンロード	令和7年1月23日(木)
2	質問書の提出期限	令和7年1月31日(金)
3	質問への回答	令和7年2月12日(水)
4	参加申請書の提出期限	令和7年2月18日(火)
5	提案資格確認結果通知	令和7年2月26日(水)
6	提案書の提出期限	令和7年3月3日(月)
7	プレゼンテーション(審査会)	令和7年3月13日(木)
8	プレゼンテーション議事録締切	令和7年3月21日(金)
9	審査結果通知・公表	令和7年3月24日(月)以降
10	契約締結	令和7年3月24日(月)以降

\*プレゼンテーションの詳細日程については別途通知する。スケジュールに変更があった場合はホームページ及び別途通知する。

#### 5 提出様式等の作成について

提出書類等の様式を、次の①～⑭に定める

##### (1) 提出書類

- ①質問書(様式1)
- ②営業証明書(直近3期分の財務諸表)(任意様式)
  - ・貸借対照表
  - ・損益計算書
  - ・利益処分計算書
  - ・キャッシュフロー計算書
- ③プロポーザル参加申請書(様式2)
- ④共同提案体協定書(様式3)
- ⑤参加資格要件に関わる誓約書(様式4)
- ⑥企業概要書(様式5)
- ⑦受託予定企業の主要業務実績表(様式6)
- ⑧配置予定技術者等一覧表(様式7)
- ⑨配置予定技術者等業務実績表(様式7-1)
- ⑩納税証明書(任意様式)
- ⑪業務協力予定書(様式8)
- ⑫提案書(様式9)
- ⑬参考見積書(任意様式)
- ⑭提案内容(任意様式)

## 6 実施要領、仕様書、各種様式等の配布開始日及び入手方法

### (1) 配布開始日

令和7年1月23日(木)

### (2) 入手方法

小諸市役所ホームページ(<https://www.city.komoro.lg.jp>)からダウンロードすること。

(市役所窓口での配布は行わない。)

## 7 質問受付及び回答

### (1) 受付期限

令和7年1月31日(金)午後5時15分まで

### (2) 質問の方法

質問書(様式1)に記入し、件名を「小諸市上下水道一体ウォーターPPP導入検討業務委託質問書【事業者名】」として電子メール([fseibi@city.komoro.lg.jp](mailto:fseibi@city.komoro.lg.jp))に添付して提出した後に電話連絡をすること。なお電子メール以外の質問は受け付けない。

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて受付期間終了後、令和7年2月12日(水)に小諸市役所ホームページに掲載する。同趣旨の質問はまとめて回答し、また質問に対する回答事項は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

## 8 参加申請書の提出と結果通知

### (1) 提出期限

令和7年2月18日(火)午後5時15分まで(土、日曜及び祝日を除く)

### (2) 提出先及び提出方法

提出先へ持参または郵送にて提出すること。(持参の際には事前に担当者へ連絡する事。)ただし、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法で、提出期限内必着とする。

### (3) 提出書類

- ③プロポーザル参加申請書(様式2)
- ⑤参加資格要件に関わる誓約書(様式4)
- ⑥企業概要書(様式5)
- ⑦受託予定企業の主要業務実績表(様式6)
- ⑧配置予定技術者等一覧表(様式7)
- ⑨配置予定技術者等業務実績表(様式7-1)
- ⑩納税証明書(任意様式)

○共同提案をおこなう場合は、上記書類(③~⑩)とあわせて下記の書類も提出すること。

- ④共同提案体協定書(様式3)
- ⑪業務協力予定書(様式8)

○現在小諸市入札参加資格名簿に登録されていない者は、上記書類(③～⑩)とあわせて下記の書類も提出すること。

②営業証明書(直近3期分の財務諸表)(任意様式)

・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益処分計算書 ・キャッシュフロー計算書

○現在参加資格更新・登録をしている者については、令和7・8・9年度競争入札参加資格(製造・買入れ・その他)の申請したことがわかるものと、上記書類(③～⑩)とあわせて下記の書類も提出すること。

②営業証明書(直近3期分の財務諸表)(任意様式)

・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益処分計算書 ・キャッシュフロー計算書

(4) 提出部数

1部

(5) 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、令和7年2月26日(水)までに電子メールで通知する。

## 9 提案書の提出

参加資格を有することを認める旨の通知を受けた者は、次により必要書類を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年3月3日(月)午後5時15分まで(土、日曜及び祝日を除く)

(2) 提出先及び提出方法

事前に担当課に連絡し、提出先へ必ず持参すること。

(3) 提出書類

次に掲げる⑫～⑭をA4、2穴とし、ファイルファスナー等で綴じること。

⑫提案書(様式9)

⑬参考見積書(任意様式)

\*見積書の合計金額は消費税及び地方消費税を含めることとし、積算内訳を記載または添付すること。

⑭提案内容(任意様式)

提案内容は次の項目ごとに貴社の考え方をわかりやすくまとめるとともに、要点を簡潔にまとめて作成すること。

(ア) 実施体制

(イ) 実施スケジュール

(ウ) 外部有識者会議の実施に関する事

(エ) 事業実施に向けた必要書類の作成に関する事

(オ) 上下水道一体でのウォーターPPP実施に関する事

(4) 提出部数

正本：1部

副本：10部

(5) 留意事項

ア) 副本及び副本に添付する資料には企業名が特定される箇所はすべて削除すること。

イ) 提案内容は A4 版で、文字は注記等を除き、原則として 11 ポイント以上、長辺、左綴じの両面印刷で作成し、10 ページ以内とすること。(資料やイメージ図等は A3 版を利用してもよいが、A3 版は 2 ページとして扱い、A4 版と同じ大きさになるよう三つ折りにすること) なお、表紙、裏表紙、目次は上記ページに含めない。

ウ) 提案内容を補足する資料等があれば併せて 11 部提出すること。

(6) 提案書の取扱い

ア) 提出された書類等は返却しない。

イ) 提出後の提案内容の修正、追加及び再提出は認めない。

ウ) 当市は、本提案に関する情報の開示その他必要があると認めるときに、提出された書類を受託候補者の承諾を得ずに無償で使用できることとする。なお、提案書に含まれる第三者の著作物に関する情報の開示などの使用に関して、受託候補者が当該第三者に承諾を得ておくこと。

## 10 審査方法

(1) 審査委員会

審査は小諸市上下水道一体ウォーターPPP 導入検討業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が実施する。

審査委員会の委員構成については、評価の公平性を確保するため、本プロポーザル手続きが完了するまで、公表しないものとする。

(2) 実施日時、場所

日時：令和7年3月13日(木)

場所：小諸市役所

詳細な日時及び場所については、提案者へ別途、担当から連絡する。

(3) 手続き

プレゼンテーションの順番は、提案書持参時までに伝える。

(4) プレゼンテーションの方法

ア) 非公開にて実施する。

イ) プレゼンテーションの実施時間は1社あたり50分程度とし、説明が30分以内、質疑応答を20分程度とする。

ウ) プレゼンテーションは、原則提出した提案書に記載した事項のみ説明することとし、プロジェクター、スクリーン等を使用して説明することも可とする。プロジェクター、スクリーン、ポインターについては、当市にて用意をするが、その他

は各事業者が用意すること。

(5) 留意事項

- ア) 説明は、基本的に本市を担当する予定の者が行なうこと。
- イ) 会場への入室は5名までとする。
- ウ) プレゼンテーションは受託候補者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。
- エ) プレゼンテーション実施後、市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。
- オ) 審査の経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

## 1 1 審査における評価基準

(1) 評価方法及び評価項目

提案者の提案は、審査委員会が評価する。なお、評価項目及び評価事項は次のとおりとする。

【評価基準】

審査項目	評価の視点	配点
① 業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 主要業務実績表（様式6）による業務実績</li><li>・ 配置予定技術者等一覧表（様式7）による保有資格</li><li>・ 配置予定技術者等業務実績表（様式7-1）による技術者実績</li></ul>	25
② 業務計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務の目的や内容をよく理解し、目的達成に必要な事項が具体的に示されているか。</li><li>・ 具体的な実施フロー、工程計画が示されているか</li><li>・ 業務を確実に実施できる体制が確立されているか</li></ul>	15
③ 企画提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕様書の各業務に対し、手続きや手法等が提案されて、実現性のあるものか。</li><li>・ 提案した業務内容に実現性の説得力があるか</li><li>・ 上下水道一体の事業スキームにおいて合理性等がある提案がされているか</li><li>・ 仕様書の各業務以外に、本業務を円滑に進める提案がされているか</li><li>・ 本業務目的達成のための期待できる業務が提案されているか</li></ul>	50
④ 価格	見積金額の妥当性 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 評価点 = 配点 × (最低見積額 / 提案者の参考見積額)</li></ul>	10

(2) 審査基準点及び選定方法

- ア) 選考点は全審査員の総評価点の平均点とする。
- イ) 満点に0.6を乗じた点を審査基準点とし、審査基準点以上のものを受託候補者とする。
- ウ) 選考点数が最も高いものを第一位の受託候補者とする。

- エ) 最も高い選考点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。
- オ) さらに同点の場合は、⑭参考見積書（任意様式）の安価なものから順位付けを行う。
- カ) 評価点は、項目ごとに、各項目の配点に5段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。評価点は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

$$[ \text{配点} \times \text{係数} = \text{評価点} ]$$

評価		係数
A	特に優れている	1.00
B	やや優れている	0.80
C	普通	0.60
D	やや劣っている	0.30
E	劣っている	0.00

### (3) 結果の開示、伝達

審査結果は令和7年3月24日（月）以降に書面にて提案者に通知する。あわせて、小諸市役所ホームページにも掲載する。

### (4) 留意事項

- ア) 提案者が1者であった場合も予定通り審査を実施する。
- イ) いずれの提案者も審査基準点に達しなかった場合は、業務の質を維持するために受託候補者無しとし、再度公募をかけるものとする。

## 12 議事録

事業者がプレゼンテーションを実施した内容について、審査委員から質問を受け付け、それに回答した内容について議事録を作成のうえ、提出期限内に担当課へ電子メールにて提出すること。

## 13 辞退

### (1) 提出書類

- ア) 参加希望者が何らかの事由でプロポーザルに参加しない場合は、担当課に事前に連絡のうえ辞退届を提出するものとする。
- イ) 辞退届の様式は任意とするが、届出日、提案事業者名及び辞退事由を明記し、押印必須とする。

### (2) 受付期限

令和7年2月18日（火）午後5時15分まで（土、日曜及び祝日を含まない）に担当課へ提出するものとする。

### (3) 提出方法

提出先へ持参すること。

#### 14 業務の委託

- (1) 審査委員会で選定された第一位の受託候補者に対しては、原則として当該業務を委託するものとする。
- (2) 選定された受託候補者と本業務の契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (3) 受託者は、技術提案書により提案された履行体制により、当該業務を誠実に履行するものとする。

#### 15 失格要件

- (1) 参加資格要件を満たさない場合。
- (2) 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (4) 実施要領等に記載のある必要事項を満たしていない場合。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (6) 契約までの間に、小諸市物品購入等入札（見積り）参加資格審査要綱（平成 12 年小諸市告示第 39 号）に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始若しくは民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合。
- (7) 辞退届を提出した場合。
- (8) 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合。
- (9) その他、選定委員会において不適切と認められた場合。

#### 16 その他

- (1) このプロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) このプロポーザルに関し提供する資料はないものとする。
- (3) 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含む。）については、市はいかなる責任も負わない。
- (4) この要領に定めのない事項については、市及び審査委員会において協議して決定する。